

建設業者の皆様へ

中間前金払制度の導入について

福山市

最近における原材料高など建設業を取り巻く厳しい経済環境に鑑み、工事施工に必要な資材の調達などの資金需要に対応し、地元建設業の健全な育成に資するため、現行の前金払に加えて追加的に前金払を行う「中間前金払制度」を本年7月から導入します。

この制度の内容は次のとおりです。

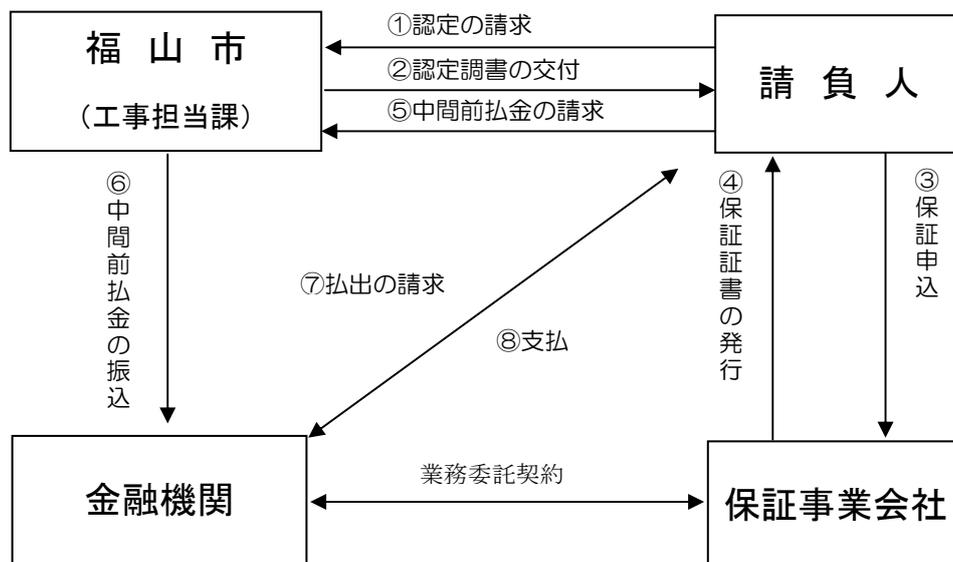
1 制度の内容

西日本建設業保証(株)などの保証事業会社の保証に係る本市発注工事のうち、請負代金額1件300万円以上の建設工事で、次の要件を満たすものについて、請負代金額の4割以内の前金払に追加して、2割以内の前金払を行います。

<前金払に必要な要件>

- (1) 当初の前払金を受領していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 請求手続き



(裏面参照)

① 認定の請求

請負人は、中間前金払認定請求書(様式1)に工事履行報告書(様式2)を添付して、工事担当課に提出してください。

② 認定調書の交付

工事担当課は、提出された工事履行報告書に基づき進捗率の調査を行い、要件を満たしていれば7日以内に請負人に対し、中間前金払認定調書(様式3)を交付します。

③ 保証申込

請負人は、中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に保証を申込んでください。

④ 保証証書の発行

⑤ 中間前払金の請求

請負人は、公共工事(前金払・中間前金払)申請書(様式4)に保証証書、請求書を添えて、工事担当課に提出してください。

⑥ 中間前払金の振込み

請負人の前払金専用口座に、請求を受けた日から14日以内に中間前払金の振込み手続きを行います。

3 中間前金払と部分払の選択

部分払が認められる工事については、契約締結時に「中間前金払・部分払選択届(様式5)」により、中間前金払によるか、又は部分払によるかを選択しなければなりません。なお、原則、契約締結後の変更は認められませんので工事担当課と十分協議し選択してください。

4 複数年度に渡る工事について

債務負担行為や継続費に係る工事で、各会計年度の出来高予定額に対して前払金を支払う工事については、前払金と同様に各会計年度の出来高予定額に対して2割を限度として中間前払金を支払います。

5 実施期日

2008年(平成20年)7月1日以降に契約締結する建設工事を対象とします。

※ 様式1から様式5は、その文字をクリックすると表示されます。

※ また、契約課ホームページの「契約関係書類」のページにも掲載しています。

■ 問い合わせ先

福山市東桜町3番5号
福山市建設局建設管理部契約課
電話:084-928-1076
FAX:084-926-9167
E-Mail:keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp